

議案第46号

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月4日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,004,000円」を「1,015,000円」に、「778,000円」を「786,000円」に、「674,000円」を「681,000円」に改める。

第3条中「、別表の通りとする。」を「、松阪市職員の旅費に関する条例（令和7年松阪市条例第●号）に定める額とする。」に改める。

第4条ただし書中「100分の225」を「100分の230」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。